

盛土規制法に基づく  
規制区域指定について

---

令和6年1月

# 盛土規制法で指定される規制区域

## 宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

- 都市計画区域
- 現に宅地造成が行われている区域  
又は今後宅地造成が行われると予想される区域

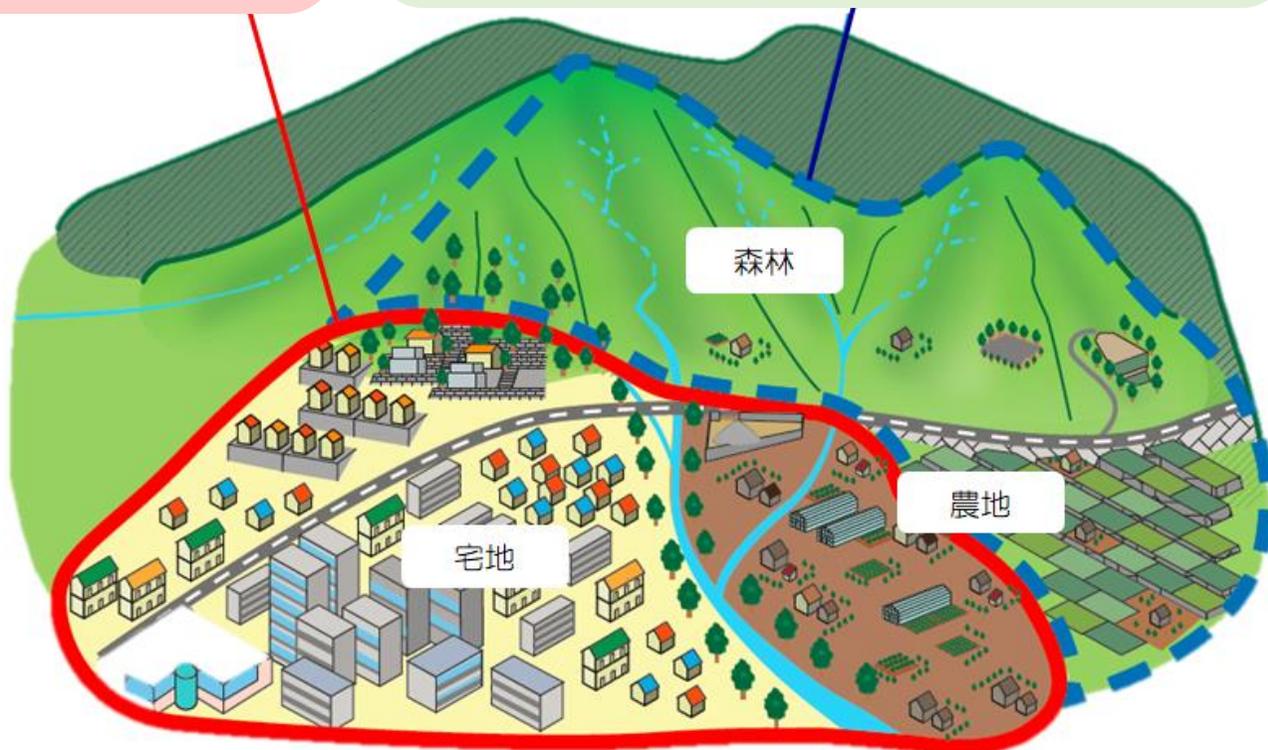
## 特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリア等

## 宅地造成工事規制区域 (旧宅造法)

宅地造成に伴い災害が生じるおそれの著しい区域で、既に市街化された区域や、今後、市街化を図ろうとする区域

※盛土規制法に基づく区域指定  
までは旧宅造法の規制となる



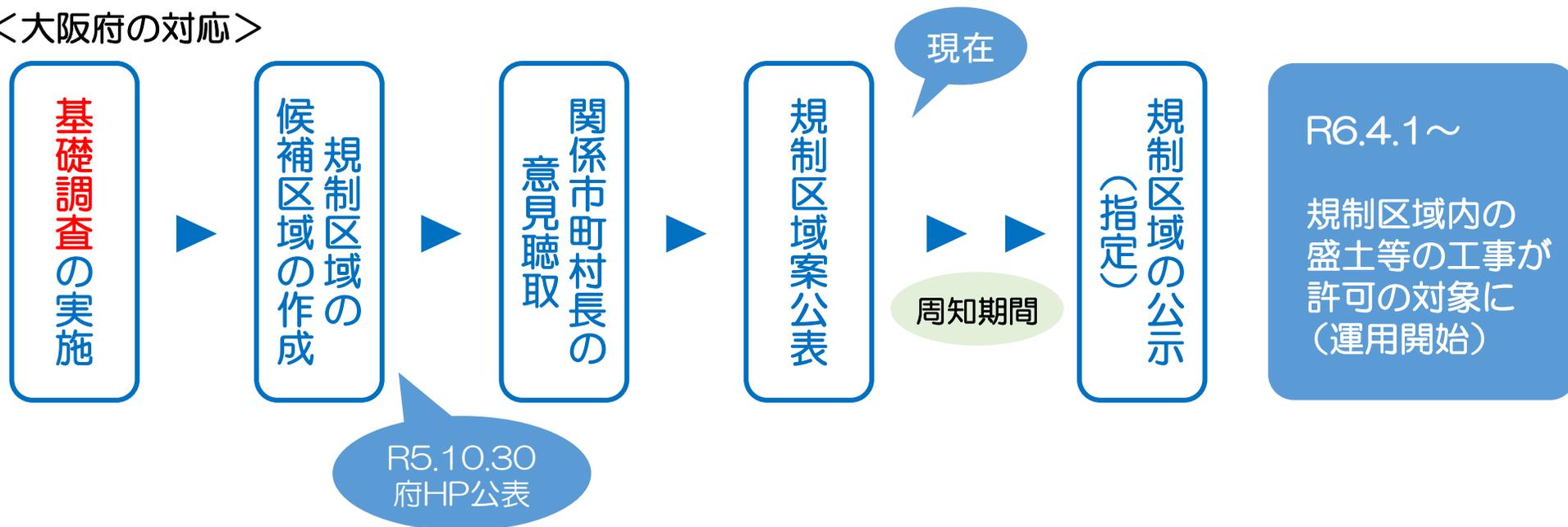
# 区域指定の流れ

## 基礎調査に基づき指定

規制区域は、都道府県知事等※が、地域の地形・地質等に関する基礎調査の結果を踏まえ、関係市町村の意見を聴いた上で決定。

※大阪府のほか、政令指定都市・中核市が区域指定の法定権限を有し、それぞれで指定等を行います。

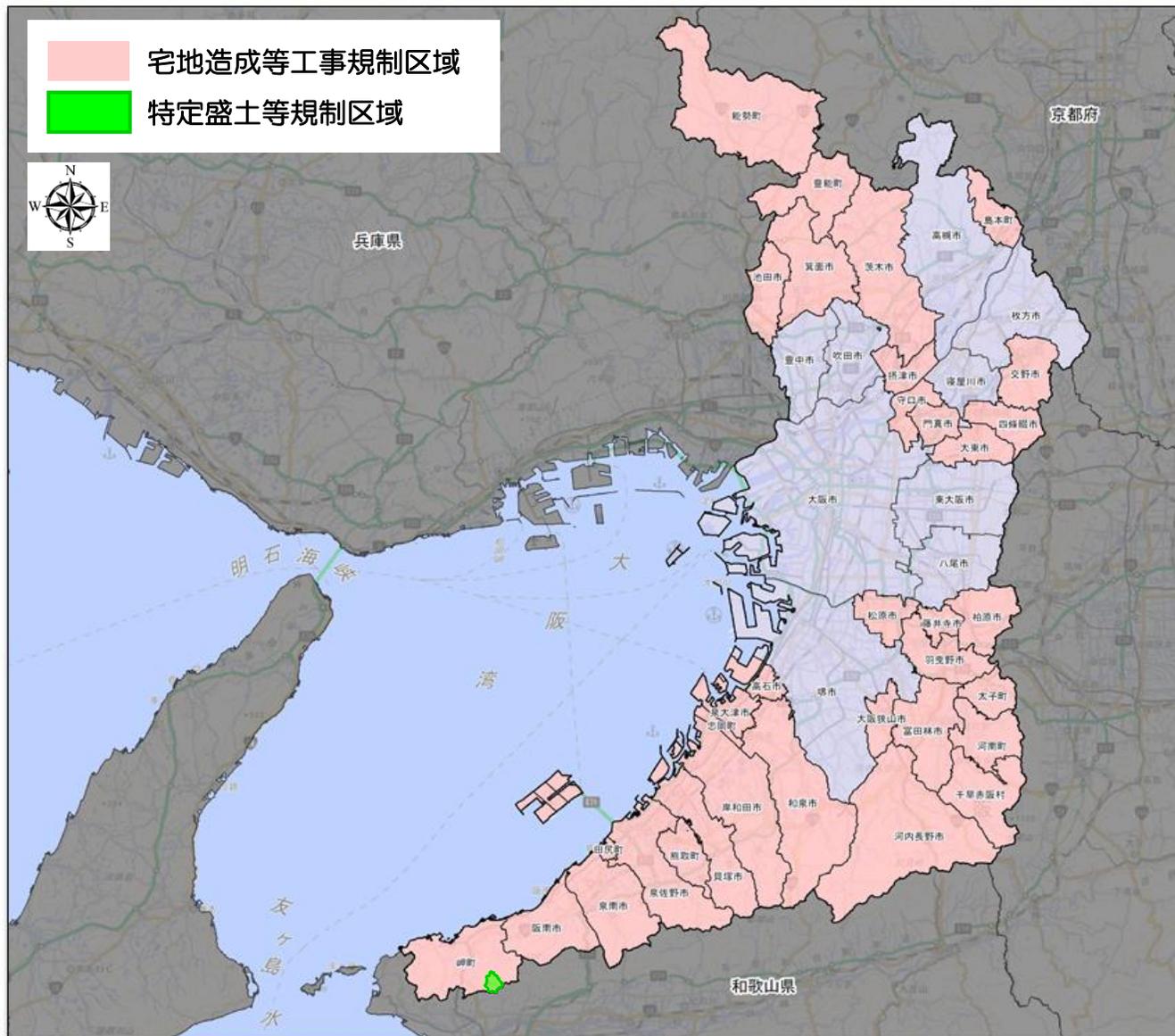
<大阪府の対応>



基礎調査実施要領（抜粋） ～法施行通知より～

- 盛土等に伴う災害から人命を守るため、速やかに区域指定に必要な調査を実施する必要がある。
- リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域とすることが重要。

# 大阪府所管分の規制区域案／全域



住宅造成等工事規制区域

岬町の一部を除く全域

【区域面積】  
約11.5万ha<sup>※</sup>

※政令指定市、中核市が全域指定された場合、約18.9万ha

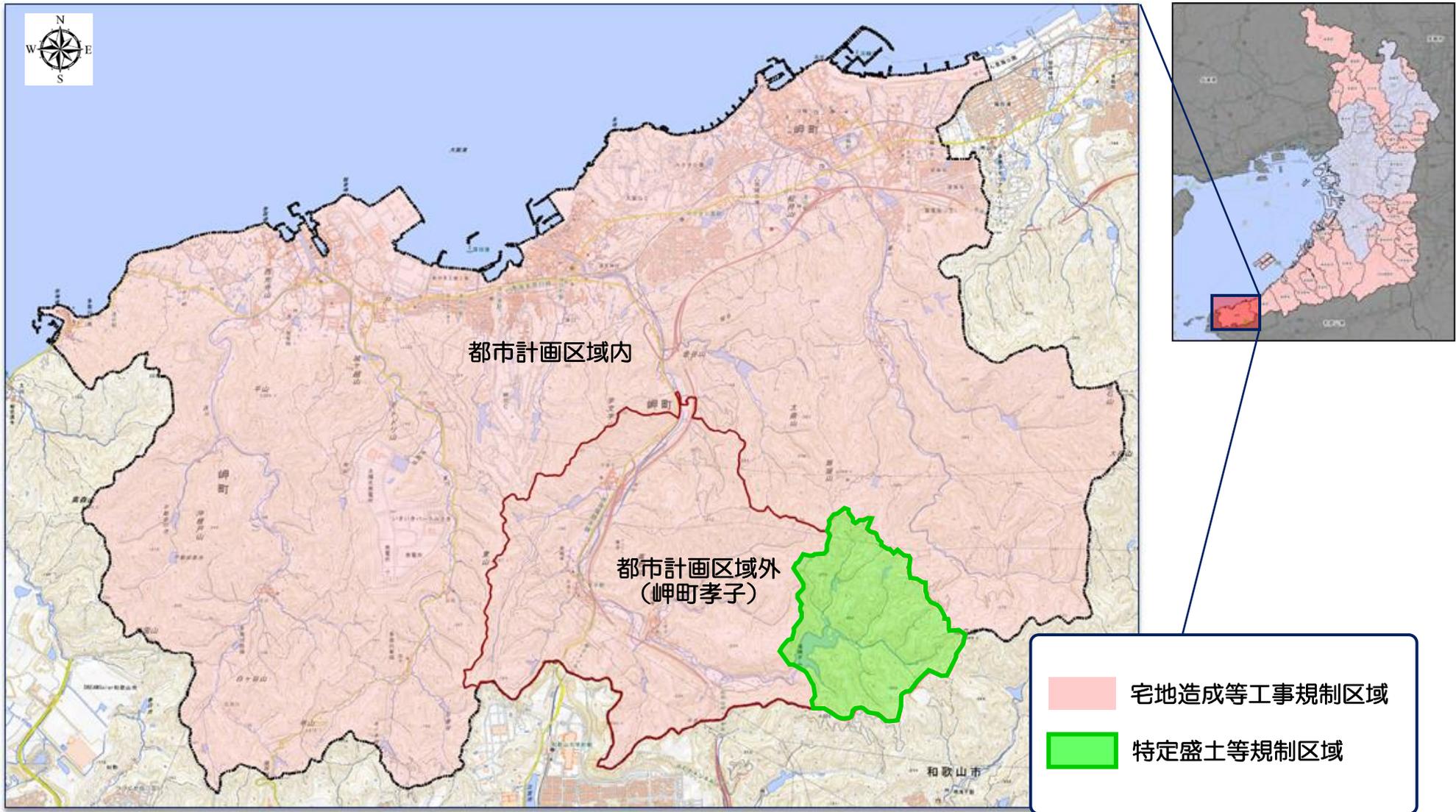
特定盛土等規制区域

岬町の一部

【区域面積】  
約200ha

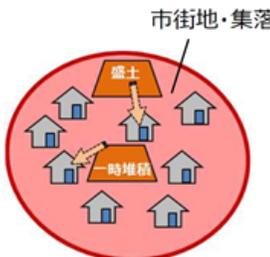
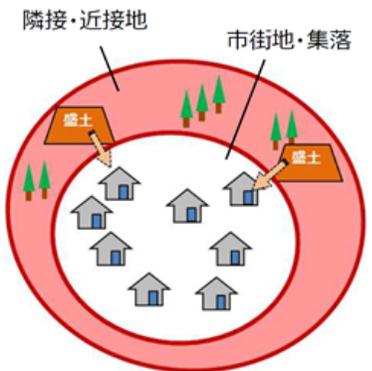
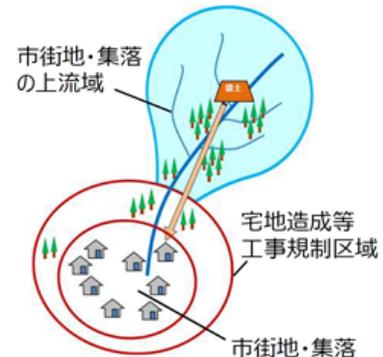
※区域図は区域指定の法定権限を有する政令指定都市、中核市は除いています

# 大阪府所管分の規制区域案／岬町





# 区域指定の考え方 (参考)エリアごとに想定される災害と保全対象

規制区域	宅地造成等工事規制区域		特定盛土等規制区域	
対象区域	市街地・集落	隣接・近接地	市街地・集落の上流域	その他
区域の考え方	人家等がまとまって存在しているエリア	盛土等が崩落した場合に隣接・近接する市街地や集落に被害を及ぼすおそれのあるエリア	市街地や集落から離れていても、市街地や集落に被害を及ぼすおそれのあるエリア	市街地・集落外の保全対象に危害を及ぼすおそれのあるエリア
区域内で発生が想定される災害	表層崩壊、大規模崩壊	表層崩壊、大規模崩壊	土石流化	表層崩壊、大規模崩壊、土石流化
上記の災害により被害を受ける対象(保全対象)	市街地・集落内の保全対象	(隣接・近接する)市街地・集落内の保全対象	(下方の)市街地・集落内の保全対象	当該区域内の保全対象
想定される災害のイメージ	市街地・集落内の盛土等が崩壊し、周辺の人家等に被害を及ぼすケース 	市街地・集落の隣接・近接地の盛土等が崩壊し、市街地・集落内の周辺の人家等に被害を及ぼすケース 	市街地・集落の上流域の盛土等が崩壊し、土石流となって渓流等を流下し、下方の市街地・集落内の人家等に被害を及ぼすケース 	・盛土等が崩壊し、周辺の人家等(市街地・集落外)に被害を及ぼすケース ・盛土等が崩壊し、土石流となって渓流等を流下し、下方の人家等(市街地・集落外)に被害を及ぼすケース 